

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際課税の整備に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外金融機関や海外投資家に適用されることが見込まれる。</li> <li>・ 特例措置の内容 海外金融機関や海外投資家が日本の金融機関と行うクロスボーダー取引において、税制が阻害要因とならないよう、所要の整備を進めること。</li> </ul>		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">           所得税法第161条、法人税法第138条         </div>		
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 海外金融機関や海外投資家の日本における投資環境の整備を通じて、国際金融センターの地位を確立すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 海外金融機関や海外投資家の日本における投資環境について、国際ルールに則って整備することは、日本が国際金融センターとしての地位を確立するために重要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I—2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	海外金融機関や海外投資家の日本における投資環境の整備を通じて、国際金融センターの地位を確立すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	海外金融機関や海外投資家に適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—